

消 防 危 第 2 8 号  
平成 2 8 年 3 月 1 日

各都道府県消防防災主管部長 } 殿  
東京消防庁・各指定都市消防長 }

消防庁危険物保安室長  
(公 印 省 略)

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令の運用について（通知）

危険物の規制に関する規則の一部を改正する省令（平成 28 年総務省令第 12 号。以下「改正省令」という。）が本日公布・施行されることとなりました。

航空機給油取扱所において給油ホース車又は給油タンク車が航空機に給油を行う際、静電気対策として接地電極を使った給油ホース車のホース機器又は給油タンク車の給油設備（以下「給油設備等」という。）の接地（以下「アース」という。）及び給油設備等と航空機の電氣的接続（以下「ボンディング」という。）が義務づけられていましたが、今回の改正により、アースに係る規定が削除されたことについて、下記のとおり運用上の留意点を定めましたので通知します。

貴職におかれましては、下記事項に十分留意の上、その運用に配慮されるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対してもこの旨周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 37 条の規定に基づく助言として発出するものであることを申し添えます。

## 記

第 1 改正省令による改正後の危険物の規制に関する規則（昭和 34 年総理府令第 55 号。以下「規則」という。）第 40 条の 3 の 7 に関する事項

規則第 40 条の 3 の 7 に規定する「接地」とは「等電位にすること」をいい、その方法としてボンディングを規定していること。

第 2 ボンディングを行うための導線に関する事項

給油設備が給油タンク車である場合は、危険物の規制に関する政令（昭和 34 年政令第 306 号）第 15 条第 1 項第 14 号に規定する「接地導線」を用いて、ボンディングを行うこと。

### 第3 改正省令の施行に伴う通知の改正

「移動タンク貯蔵所の位置、構造及び設備の技術上の基準に関する指針について」(昭和48年3月12日付け消防予第45号消防庁予防課長通知)別紙第4の4.6を次のように改正する。

- 4.6 給油ホース静電気除去装置及び航空機と電氣的に接続するための導線(政令第15条第1項第14号、規則第24条の6第3項第6号、第26条第3項第6号ホ関係)

給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置及び航空機と電氣的に接続するための導線は、次に掲げるものであること。

#### 4.6.1 給油タンク車等の静電気除去

- (1) 給油ノズルは、導電性のゴム層又は導線を埋め込んだ給油ホースと電氣的に接続すること。
- (2) 給油ノズルと給油ホース、給油ホースと給油設備は、それぞれ電氣的に絶縁とならない構造であること。
- (3) 給油タンク車に設ける接地導線又は給油ホース車のホース機器に設ける接地導線は、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を兼ねることができること。

#### 4.6.2 航空機と電氣的に接続するための導線

- (1) 給油タンク車又は給油ホース車と航空機との接続のため、先端にクリップ、プラグ等を取り付けた合成樹脂等の絶縁材料で被覆した導線を設けること。
- (2) 導線は、損傷を与えることのない巻取装置等に収納されるものであること。

(問い合わせ先)

消防庁危険物保安室

担当：金子係長、河本事務官、横山事務官

TEL03-5253-7524/FAX03-5253-7534

改正後	現行
<p>4.6 給油ホース静電気除去装置及び航空機と電氣的に接続するための導線（政令第15条第1項第14号、規則第24条の6第3項第6号、第26条第3項第6号ホ関係）</p> <p>給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置及び航空機と電氣的に接続するための導線は、次に掲げるものであること。</p> <p>4.6.1 給油タンク車等の静電気除去</p> <p>(1) 給油ノズルは、導電性のゴム層又は導線を埋め込んだ給油ホースと電氣的に接続すること。</p> <p>(2) 給油ノズルと給油ホース、給油ホースと給油設備は、それぞれ電氣的に絶縁とならない構造であること。</p> <p>(3) 給油タンク車に設ける接地導線又は給油ホース車のホース機器に設ける接地導線は、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を兼ねることができること。</p> <p>4.6.2 航空機と電氣的に接続するための導線</p> <p>(1) 給油タンク車又は給油ホース車と航空機との接続のため、先端にクリップ、プラグ等を取り付けた合成樹脂等の絶縁材料で被覆した導線を設けること。</p> <p>(2) 導線は、損傷を与えることのない巻取装置等に収納されるものであること。</p>	<p>4.6 給油ホース静電気除去装置（規則第24条の6第3項第6号、第26条第3項第6号ホ関係）</p> <p>給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置は、次に掲げるものであること。</p> <p>4.6.1 給油タンク車等の静電気除去</p> <p>(1) 給油ノズルは、導電性のゴム層又は導線を埋め込んだ給油ホースと電氣的に接続すること。</p> <p>(2) 給油ノズルと給油ホース、給油ホースと給油設備は、それぞれ電氣的に絶縁とならない構造であること。</p> <p>(3) 給油タンク車に設ける接地導線又は給油ホース車のホース機器に設ける接地導線は、給油ホースの先端に蓄積される静電気を有効に除去する装置を兼ねることができること。</p> <p>4.6.2 航空機との接続</p> <p>(1) 給油タンク車又は給油ホース車と航空機との接続のため、先端にクリップ、プラグ等を取り付けた合成樹脂等の絶縁材料で被覆した導線を設けること。</p> <p>(2) 導線は、損傷を与えることのない巻取装置等に収納されるものであること。</p>